

意見書案第28号



特定秘密保護法の撤廃を求める意見書

上記、議案書を別紙のとおり提出します

平成26年3月14日

栗東市議会

議長 藤田 啓仁 様

提出者 栗東市議会議員

大西 時子 (印)

賛成者 栗東市議会議員

太田 浩美 (印)

特定秘密保護法の撤廃を求める意見書（案）

昨年12月の臨時国会で、安倍内閣と自民・公明両党は、国民世論を無視し、秘密保護法を強行成立させました。

特定秘密保護法は、国政の重要問題で、国民の目と耳、口をふさぎ、国民の知る権利、言論・表現の自由を脅かし、日本国憲法の基本原理を根底からくつがえすものです。

この法律では、政府の判断によって、どんな行政情報も恣意的に「特定秘密」と指定され、事実上永久的に国民に隠し続けることができるようになっています。「何が秘密かは秘密」であるとして、国民の「知る権利」が奪われ、「秘密」と知らないまま「秘密」に近づけば、一般国民や報道機関までもが厳しく処罰されることになるものです。

さらに、国会の国政調査権、議員の質問権も侵されることとなります。「第三者機関」をつくっても、法律の危険性は何も変わることはありません。

しかも、審議時間は衆参合わせて70時間にも満たないのに、委員会で突然質疑を打ち切り、法案提出からわずか1か月余りで強行採決されました。このような議会制民主主義のルール破壊はこれまでなかったものです。こうしたやり方一つをとっても、法律として認めるわけにはいかないものであると考えます。

特定秘密保護法は、国民主権・基本的人権の尊重・平和という日本国憲法の基本原則をことごとく蹂躪する違憲立法であり、撤廃すべきものです。

よって、特定秘密保護法の撤廃を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年 月 日

栗東市議会議長 藤田 啓仁

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣

あて